

[委員会からのお知らせ](#)

[第248回食品安全委員会会議事概要](#)

■第248回食品安全委員会会合結果■

【新開発】【農薬】【動薬】【プリオン】

日時:平成20年7月24日(木) 14:00 ~ 15:20

場所:食品安全委員会 大会議室

傍聴者数:18名

議事概要:

(1)食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○新開発食品

1)ユトリアウォーター(評価要請の取下げ)

・厚生労働省から説明。

・評価要請の取下げとして処理することとなった。

〈参考〉

1)食後の血糖値が気になる方に適する旨を特定の保健目的とする清涼飲料水携帯の食品です。申請者から特定保健用食品の表示許可申請を取り下げる旨の申し出が厚生労働省にありました。

(2)農薬専門調査会における審議状況について

1)「トリフルアニド」に関する意見・情報の募集について

2)「プロポキシカルバゾン」に関する意見・情報の募集について

・事務局から説明

・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

〈参考〉

1)殺菌剤で、日本国内での農薬登録はありません。とうがらしへのインポートトランス(国外で使用される農薬等に係る残留基準)申請がされています。

2)除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。

1)、2)はポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

(3)食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

○農薬

1)1-ナフタレン酢酸

・事務局から説明。

・「1-ナフタレン酢酸の一日摂取許容量(ADI)を、0.15mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。

〈参考〉

1)植物成長調整剤で、みかん、りんご等への新規農薬登録申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)も設定されています。

○農薬及び動物用医薬品

1)オキシリニック酸

・事務局から説明。

・「オキシリニック酸の一日摂取許容量(ADI)を、0.021mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。

〈参考〉

1)殺菌剤で、水稲等に使用します。また、動物用医薬品として、牛、豚、鶏等に使用されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)も設定されています。優先評価物質の一つです。うめ、ももへの適用拡大が申請されています。

○動物用医薬品

1)プロピオン酸カルシウム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム及び酸化マグネシウムを有効成分とする牛の強制経口投与剤(カルチャーJ)及びプロピオン酸カルシウム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム及び酸化マグネシウム

・事務局から説明。

・「適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省及び農林水産省)へ通知されることとなった。

〈参考〉

1)牛の乳熱の予防を目的として用いられます。

(4)「健康食品」の安全性確保に関する検討会報告書について

・厚生労働省から報告。

(5)BSE関係飼料規制の実効性確保の強化について

・農林水産省から説明。

・飼料規制の実施は、BSEのリスク低減に大きな効果があったと考えられるが、一方で、国民のBSEに対する不安は根強いことから、現在の我が国におけるBSEの状況などについて、事務局で分かりやすい資料を作成し、委員会に報告することとなった。

(6) その他

1) 消費者行政推進会議について

・事務局から説明。

・5周年という節目を迎え、これまでの実績を総括し、委員会の業務や機能のあり方の見直しを行う必要があることや、消費者行政推進会議での議論等を踏まえ、食品安全委員会の改善に向けた検討を開始することとなった。

2) リスクコミュニケーション(広報)改善PTの設置について

・事務局から提案。

・野村委員を総括リーダーとし、プロジェクトチームにおいて検討を進めることとし、検討結果については、できるものから実施し、委員会に報告することとなった。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

 [プライバシーポリシー](#)